

令和6年度 教育委員会 第11回定例会 議案

1 日 時 令和6年9月18日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第12号議案 令和6年9月県議会定例会に提出する議案 … 非

第13号議案 教職員の懲戒処分 … 非

第14号議案 教職員の懲戒処分 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第11回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
<非> 報告 事項 1	指導力不足教員の認定	非

<非>第 12 号議案

令和 6 年 9 月県議会定例会に提出する議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記議案に同意する。

令和 6 年 9 月 18 日

静岡県教育委員会教育長

記

（予算案）

- 1 令和 6 年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

（条例案）

- 2 静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和6年9月県議会定例会提出議案の概要

(予算案)

1 令和6年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

(1) 総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	累計
教育委員会所管分	214,366,673	0	214,366,673
人件費	179,050,000	0	179,050,000
事業費	35,316,673	0	35,316,673
教育費	34,886,673	0	34,886,673
災害対策費	430,000	0	430,000

(2) 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	工事予定額	令和6年度 計上予算額	債務負担行為 限 度 額	期 間
新県立中央図書館 整備事業工事契約	26,798,000	0	26,798,000	R6～9

(条例案)

2 静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

社会教育課

受益者負担の適正化を図るため、静岡県立青年の家等の使用料及び利用料金の額を改めるものである。

(1) 改正の概要

ア 静岡県立焼津青少年の家及び静岡県立観音山少年自然の家の使用料の額を改正する。

区 分			静岡県立焼津青少年の家、 静岡県立観音山少年自然の家	
			改正前	改正後
本館等	勤 労 青 少 年	1 人 1 泊につき	650 円	700 円
	学 生 ・ 生 徒	1 人 1 泊につき	650 円	700 円
	生徒・児童・幼児	1 人 1 泊につき	220 円	300 円
	指導者・引率者	1 人 1 泊につき	650 円	700 円
	そ の 他 の 者	1 人 1 泊につき	1,100 円	1,100 円

イ 静岡県立三ヶ日青年の家及び静岡県立朝霧野外活動センターの利用料金の上限額を改正する。

区 分			静岡県立 三ヶ日青年の家		静岡県立 朝霧野外活動センター	
			改正前	改正後	改正前	改正後
本館等	勤 労 青 少 年	1 人 1 泊につき	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円
	学 生 ・ 生 徒	1 人 1 泊につき	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円
	生徒・児童・幼児	1 人 1 泊につき	300 円	400 円	300 円	400 円
	指導者・引率者	1 人 1 泊につき	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円
	そ の 他 の 者	1 人 1 泊につき	2,150 円	2,150 円	2,150 円	2,150 円
キャンプ サイト	生徒・児童・幼児	1 人 1 泊につき			150 円	150 円
	そ の 他 の 者	1 人 1 泊につき			350 円	350 円
スケート リンク	勤 労 青 少 年	1 人 1 日につき			400 円	400 円
	学 生 ・ 生 徒	1 人 1 日につき			400 円	400 円
	生徒・児童・幼児	1 人 1 日につき			100 円	100 円
	指導者・引率者	1 人 1 日につき			400 円	400 円
	そ の 他 の 者	1 人 1 日につき			700 円	700 円

ウ 利用料金の承認は、改正後の利用料金の上限額の範囲内で施行日前においてもできることとする。

(2) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日。ただし、(1) ウについては公布の日。

3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

知事直轄組織データ活用推進課
経営管理部法務課
経営管理部文書課
経営管理部人事課
くらし・環境部自然保護課
くらし・環境部生活環境課
健康福祉部障害福祉課
健康福祉部衛生課
健康福祉部薬事課
交通基盤部河川砂防管理課
交通基盤部景観まちづくり課
教育委員会事務局教育総務課
教育委員会事務局社会教育課
警察本部

令和4年6月13日に「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の成立に伴い、関係する条例の改正を行う。（公布日：令和4年6月17日、施行日：令和7年6月1日）

(1) 改正を行う条例

ア 静岡県統計調査条例（平成20年静岡県条例第57号）
イ 静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）
ウ 静岡県行政不服審査会条例（平成27年静岡県条例第51号）
エ 個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年静岡県条例第52号）
オ 静岡県公文書等の管理に関する条例（令和6年静岡県条例第13号）
カ 職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）
キ 職員の分限に関する条例（昭和28年静岡県条例第33号）
ク 静岡県特別職職員の退職手当に関する条例（平成9年静岡県条例第13号）
ケ 静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）
コ 静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）
サ 静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年静岡県条例第37号）
シ 静岡県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年静岡県条例第26号）
ス 静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号）
セ 静岡県心身障害者扶養共済制度条例（昭和44年静岡県条例第48号）
ソ 静岡県ふぐの取扱い等に関する条例（昭和52年静岡県条例第7号）
タ 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）
チ 静岡県砂防指定地管理条例（平成15年静岡県条例第35号）
ツ 静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）
テ 静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）
ト 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号）
ナ 静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）
ニ 静岡県金属くず営業条例（昭和32年静岡県条例第51号）
ヌ 静岡県迷惑行為等防止条例（昭和38年静岡県条例第46号）
ネ 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）
ノ 静岡県暴走族等の根絶に関する条例（平成14年静岡県条例第68号）
ハ 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成4年静岡県条例第35号）
ヒ 静岡県集団示威運動等に関する条例（昭和36年静岡県条例第57号）

(2) 改正の概要

その他所要の改正を行う。

(3) 施行期日

令和7年6月1日

(参考)

関係条例中の「懲役」及び「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるための改正を行うもの。教育委員会関係条例、改正箇所は以下のとおり。

条例名	改正箇所
静岡県教職員の給与に関する条例	第21条の2～3
静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例	第21条

静岡県教職員の給与に関する条例の改正箇所

改正前	改正後
<p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p>	<p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p>

<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
---	--

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の改正箇所

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第21条 第14条の2第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金処する。</p> <p>2 第14条の3の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第10条の7第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第21条 第14条の2第1項の規定に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第14条の3の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第10条の7第1項の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>4～8 (略)</p>